

## 国内旅行傷害保険特約

### ＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
り 旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

### 第1条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午前0時に始まります。
② 終了時間	保険期間の末日の午後12時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) (1) の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次のいずれかの事由により遅延した場合には、保険期間の末日の午後12時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに必要とした時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。

ただし、次の③から⑥までのいずれかによる場合は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、48時間を限度として延長されるものとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関（注1）または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者が誘拐されたこと。
- ③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注1）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休
- ④ 交通機関（注1）の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ⑤ 被保険者が治療を受けたこと。
- ⑥ 被保険者の同行家族（注2）または同行予約者（注3）が入院したこと。

（注1）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

（注2）被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

（注3）被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者をいいます。

(4) (1) または (3) の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに該当する事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険料領収前に生じた事故
- ② 被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故

### 第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において普通保険約款第2章補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1) の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1) のほか、旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（注）が通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が日本国外において旅行行程中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。

(注) 日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

(3) (1) および (2) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

(注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

### 第3条 (保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合)

(1) 当会社は、普通保険約款第1章基本条項第2条（告知義務）

(1) により告げられた内容が事実と異なる場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

区分	返還または追加保険料の計算方法		
① 普通保険約款 第1章基本条項 第2条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{返還または追加保険料の額} = \text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}$		
② ①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。		

(2) 当会社は、保険契約者が (1) ①の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1) ①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1) ②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約およびこれに付帯された特約の規定に従い、保険金を支払います。

### 第4条 (保険料の返還－無効、失効または取消しの場合)

保険契約の無効、失効または取消しの場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。

区分	返還保険料の計算方法
① 普通保険約款第1章基本	保険料は返還しません。

条項第5条(保険契約の無効) ①の規定により保険契約が無効となる場合または同章第7条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合		③ 普通保険約款 第1章基本条項 第10条(被保険者による保険契約の解約請求) (2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注1)を解約した場合
② 普通保険約款第1章基本条項第5条(保険契約の無効) ②の規定により保険契約が無効となる場合	保険料の全額を返還します。	④ 普通保険約款 第1章基本条項 第10条(被保険者による保険契約の解約請求) (3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注1)を解約した場合(注2)
③ 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{\text{保険期間の日数}}$	(注1) その被保険者に係る部分に限ります。 (注2) 返還保険料は保険契約者に返還します。

## 第5条 (保険料の返還－解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。

区分	返還保険料の計算方法
① 普通保険約款 第1章基本条項 第2条(告知義務)(2)、同章第9条(重大事由による解除) (1)もしくは (2)または第3条(保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{\text{保険期間の日数}}$
② 普通保険約款 第1章基本条項 第8条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} - \text{既経過期間に対応する保険料}$

## 第6条 (普通保険約款および他の特約との関係)

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。
- ① 第1条(保険責任の始期および終期)
  - ② 第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)
  - ③ 第12条(保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)
  - ④ 第13条(保険料の返還－無効、失効または取消しの場合)
  - ⑤ 第14条(保険料の返還－解除または解約の場合)
- (2) この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1章基本条項第2条(告知義務)(3)③の規定中「第2章補償条項第1条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故による傷害を被る前に」
  - ② 次に掲げる規定中「第2章補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害」または「第2章補償条項第1条の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」
    - ア. 第1章基本条項第15条(事故の通知)(1)
    - イ. 第1章基本条項第16条(保険金の請求)(1)③、④および⑤
  - ③ 次に掲げる規定中「第1条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の傷害」
    - ア. 第2章補償条項第4条(死亡保険金の支払)(1)
    - イ. 第2章補償条項第5条(後遺障害保険金の支払)(1)および(5)
    - ウ. 第2章補償条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)および(4)
    - エ. 第2章補償条項第7条(通院保険金の支払)(1)
    - オ. 第2章補償条項第8条(死亡の推定)
    - カ. 第2章補償条項第9条(他の身体の障害または疾病の影響)

## 第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。